

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 二二九
- 保安林の指定をする予定である件 二二九
- 道路の区域を変更する件九件 二二九
- 道路の供用を開始する件四件 二二九
- 公 告 二二九
- 福島県土地利用基本計画を変更した件 二四〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 二四〇
- 争議行為を行う旨通知があった件 二四〇
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 二四一
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 二四一
- 基本測量の実施の終了について通知があった件 二四一
- 一般競争入札を行う件 二四一
- 随意契約の相手方を決定した件 二四一
- 福島県選挙管理委員会 二四一
- 不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 二四二
- 個人演説会等を開催することができるときの施設を取り消した旨報告があった件 二四二

告 示

福島県告示第二三三十七号

公印を次のように改刻し、平成二十二年四月五日その使用を開始する。
平成二十二年四月二日

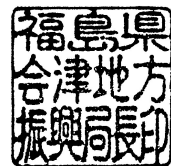
職印

福島県知事 佐藤 雄 平

番号	公印の名称	印	影	公印管理者

20

福島県会津地方振興局長
印



福島県知事 佐藤 雄 平
長
福島県会津地方振興局

(文書法務課)

福島県告示第二三三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 大沼郡三島町大字早戸字居平四四〇から四四二まで、四八五の一、二五五二の二、二五五四、二五五五、二五五八から二五六〇まで、四八五の二・二五五二の一・二五五七(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)・二五五五地先・二五五八地先・二五六〇地先(以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。)・字下ノ原地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
 - 干害の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、三島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(治山対策課)

福島県告示第二三三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県東北建設事務所平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供す る。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達市梁川町字東塩野 川七四番一地从先 同 市梁川町五十沢字 堂ノ前七〇番一地从先 で	変更前 変更後の別	A 六・〇〇 B 二一・八 九・〇〇 一四三・〇	一、一一八・三 一、一一八・三
		変更後	B 九・〇〇 四八・〇	一、一一八・三

(道路計画課)

福島県告示第二百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道五十 沢国見線	伊達市梁川町五十沢字 羽山下三〇番一地从先 同 市梁川町五十沢字 羽山下二二番二地从先 伊達市梁川町五十沢字 越五十沢九〇番一地从先 同 市梁川町五十沢字 羽山下二二番二地从先 で	変更前 変更後の別	A 六・〇〇 二四・四	一一五・一
		変更後	B 七・七〇 三三・二	九一・四

福島県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八八号	田村市船引町笹山字笹 森二六番一地从先 同 市船引町笹山字笹 森一番二地从先まで	変更前 変更後の別	二四・〇〇 五二・五	一六一・〇
		変更後	二六・〇〇 五二・五	一六一・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道飯野	石川郡玉川村大字南須	変更前 変更後の別	A 八・〇〇	一九二・〇
		変更後	(メートル)	(メートル)

三春石川線	釜字滝作三七番二一六地先から	変更後	A	一九七・〇
	同 郡同 村大字南須釜字千五沢一番三地先まで		B	
			八・〇 一六・〇	一九二・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

県道浪江三春線	田村市船引町笹山字仲森二〇番二地先から	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
	同 市船引町笹山字立石四〇二番一地先まで			
			一四・〇 四七・〇	二二三・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

県道喜多方河東線	喜多方市熊倉町都字寺内二二九番地先から	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)

同 市熊倉町新合字勝本五三番地先まで	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)

(道路計画課)

福島県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字千五百苅五番地先から	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
	同 市慶徳町豊岡字木曾原七二九番七地先まで			

(道路計画課)

福島県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字今町三五九番一地先から	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
	同 市慶徳町豊岡字不動前三二二〇番一地			

先まで

(道路計画課)

福島県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
県道熱塩 加納会津 坂下線	喜多方市慶徳町豊岡字 豊岡道北七番二地先か ら 同 市慶徳町豊岡字 千五百苺九番地先まで	変更前	九・〇〃	二三二・〇
		変更後	九・〇〃	二三二・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道飯野三春石川線	石川郡玉川村大字南須釜字滝作三七番二 六地先から 同 郡同 村大字南須釜字千五沢一番二地 先まで	平成二十二年四月 二日

(道路計画課)

福島県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字千五百苺五番地先か ら 同 市慶徳町豊岡字木曾原七二九番七地 先まで	平成二十二年四月 二日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字今町三五九番一地先 から 同 市慶徳町豊岡字不動前三二二〇番一 地先まで	平成二十二年四月 二日

(道路計画課)

福島県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
-----	---------------	---------

県道熱塩加納会津
坂下線

喜多方市慶徳町豊岡字豊岡道北七番二地先
から
市慶徳町豊岡字千五百苜九番地先
まで

平成二十二年四月
二日

(道路計画課)

公 告

公告第四百四十四号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定による福島県土地
利用基本計画を平成二十二年三月十九日に次のとおり変更した。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 次の市町村の区域における森林地域を縮小したこと。
いわき市、岩瀬郡天栄村、河沼郡会津坂下町及び双葉郡檜葉町
- 二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の改正に伴い、所要の整備を行ったこと。

(この福島県土地利用基本計画の変更に係る図書は、福島県企画調整部企画調整総室
土地・水調整課及び福島県地方振興局に備え置いて縦覧に供する。)
(土地・水調整課)

公告第四百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年三月十日
- 二 名称
特定非営利活動法人おおぞら
- 三 代表者の氏名
宗川 美鈴
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市飯坂町字釜場十番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす人々に対して、生きがいを持ち可能な限り自立した生活

がとくられるよう、地域や世代間で互いに敬い助け合い誇りを持って共に生きていくこ
とができるように支持する事業を行い、心豊かな暮らしができる長寿社会の実現に寄
与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第四百四十六号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福
島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春から医療・福祉・介護労働者の大幅増員、
賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十二年三月二十
四日付で通知があった。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 日時 平成二十二年四月五日から問題解決までの期間
- 二 場所 大原総合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協い
いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステ
ーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、
ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問
看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生
協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービ
スセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた
診療所、訪問看護なないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白
河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙
厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚
生病院併設老人保健施設厚寿苑、双葉厚生病院、高田厚生病院、坂下厚生総合
病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田総合病院、
竹田にこにこヘルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包
括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR
Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田総合病院附属芦ノ牧温泉病院、
エミネンス芦ノ牧、山鹿クリニック及び星総合病院附属星ヶ丘病院
- 三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。
(雇用労政課)

公告第四百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区
東根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所
理事 金子徳之介 伊達市保原町字旭町九一番地

(農村計画課)

公告第四百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、田部地区に係る県営のため池等整備事業の工事は、平成二十二年三月十九日完了したので公告する。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)

公告第四百十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、基本測量の実施の終了について、平成二十二年三月十五日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十二年四月二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 南相馬市、河沼郡柳津町及び石川郡平田村
- 二 測量開始期日 平成二十一年六月一日
- 三 測量終了期日 平成二十二年三月十二日
- 四 作業の種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
 - 一 測量地域 福島市、会津若松市、郡山市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市、田村市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、南会津郡南会津町、耶麻郡西会津町、同郡磐梯町、同郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、同郡塙町、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、田村郡三春町及び同郡小野町
 - 二 測量開始期日 平成二十一年八月二十五日
 - 三 測量終了期日 平成二十二年三月十二日
 - 四 作業の種類 基本測量(基準点現況調査作業)
- 一 測量地域 いわき市、相馬市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楡葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡新地町
- 二 測量開始期日 平成二十一年十月二十六日
- 三 測量終了期日 平成二十二年三月十二日
- 四 作業の種類 基本測量(基準点現況調査作業)

(技術管理課建設産業室)

公告第150号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県財務会計システム処理用センタ機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年4月2日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県財務会計システム処理用センタ機器 一式(据付け、調整、機器保守等を含む。)
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 入札説明書及び仕様書に定める日から平成27年9月30日まで
 - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
 - (4) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年4月23日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局出納総務課
電話024-521-7555
- 4 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年4月14日(水)午後1時30分 福島県庁西庁舎3階301会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年5月14日(金)午後1時30分 福島県庁

西庁舎3階301会議室（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月13日（木）午後5時まで）に3に掲げる場所に必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Computer servers for the Fukushima Prefectural accounting system (including installation, adjustment and maintenance) 1 set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30 p.m., 14 May 2010

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00 p.m., 13 May 2010

(4) Contact point for the notice : General Affairs Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670, Japan TEL024-521-7555

(出納総務課)

公告第151号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

おり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年 4 月 2 日

福島県知事 佐藤 雄平

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

(1) 運転免許証写真真関係消耗品カード基本 (1 C) 404箱

(2) 運転免許証写真真関係消耗品インクリボンセット (1 C) 182箱

2 契約に關する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成22年 3 月18日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社DNPAイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり 484,200円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

(2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり 140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とすることとした理由

特例政令第10条第1項第2号該当

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八條、第九九條第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のべきる施設の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十二年四月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

変更前 変更後 変更年月日

猪苗代町立猪苗代病院 耶麻郡猪苗代町大字千代田 字中島二六番地の二	猪苗代町立猪苗代病院 耶麻郡猪苗代町字梨木西六 五番地	特別養護老人ホーム南郷ホ ーム 南会津郡南会津町片貝字中 田一番地一	特別養護老人ホーム南郷ホ ーム 南会津郡南会津町片貝字中 田九七番地	財団法人松村総合病院附属 舞子浜病院 同 市平藤間字川前六三 番地	財団法人磐城済世会舞子浜 病院 同 市平藤間字川前六三 番地の一	社団法人呉羽会呉羽総合病 院 いわき市錦町落合一番地の 一	社団医療法人呉羽会呉羽総 合病院 いわき市錦町落合一番地の 一	平成二二年九月一四日
特別養護老人ホーム南郷ホ ーム 南会津郡南会津町片貝字中 田一番地一	特別養護老人ホーム南郷ホ ーム 南会津郡南会津町片貝字中 田九七番地	平成一六年五月二四日	平成二二年八月二七日	平成二二年一月一日	同	同	同	

福島県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による次の施設の指定を取り消した旨、いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十二年四月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

取消年月日 平成二二年一月一九日	施設の所在地 いわき市山田町井上七三番地	施設の名称 いわき市井上集会所	施設の管理者 いわき市長
同	同 市常磐上矢田町太良作 四八番地の一	いわき市鹿島集会所	同